

(案)



岡 賃 審 第 号
令和 7 年 8 月 2 0 日

岡 山 労 働 局 長
森 實 久 美 子 殿

岡山地方最低賃金審議会
会 長 西 田 和 弘

岡山県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 11 日付け岡労発基 0711 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成 2 0 年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成 2 0 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、令和 6 年 1 0 月 2 日発効の岡山県最低賃金（時間額 9 8 2 円）は令和 5 年度の岡山県の生活保護水準を下回っていなかった。

なお、当審議会として、政府及び中央最低賃金審議会に対して別紙 3 のとおり意見を具申するので、格別の対応を強く要望する。

別紙 1

岡山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
岡山県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1, 0 4 7 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 1 2 月 1 日

別紙 2

岡山県の生活保護費と最低賃金について

(令和5年度データに基づく比較)

1 最低賃金

- (1) 件 名 岡山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 982円
- (3) 発 効 日 令和6年10月2日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和5年度
- (3) 生活保護（令和5年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の岡山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（100,705円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

令和6年10月2日発効の岡山県最低賃金の1箇月換算額（注）と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると岡山県最低賃金が生活保護費を下回っているとは認められなかった。

（注）1箇月換算額

$$982\text{円（岡山県最低賃金）} \times 173.8 \text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.807 \text{（可処分所得の総所得に対する比率※）} = 137,732\text{円}$$

※令和7年7月22日に開催された中央最低賃金審議会第2回小委員会の資料中、別添グラフに示された比率。

別紙 3

岡山県最低賃金の改正決定にあたっての附帯事項

岡山地方最低賃金審議会は、政府に対して、以下事項の実現を通じて、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しが行われることを強く要望する。

また、最低賃金額審議にあたり、地域の実態を反映した独自性が発揮できる審議運営を求める。

- 1 生産性向上・経営支援のための各種助成金は、要件緩和、手続きの簡便化により、より多くの事業者が利活用しやすいものとする。
- 2 価格転嫁・取引適正化の徹底に向けて、取引環境改善への監視などを通じて、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資が確保できるよう、様々な取り組みを強力に実行すること。
- 3 いわゆる「年収の壁」、「社会保険に関する壁」に関して、労働者が就業調整せずとも安定した就労ができ、企業においても人手不足による企業負担、経営環境の悪化を招かない制度を早期に確立すること。
- 4 中央最低賃金審議会に対しては、目安の合理的根拠を示すためのさらなる努力など、目安への信頼感を確保するための取組を一層求める。また、目安制度の在り方に関する全員協議会報告（令和5年4月6日付け）の記の1の（2）の「政府方針が中央最低賃金審議会や地方最低賃金審議会の毎年の審議を過度に縛るようなことがあってはならないことについて確認がなされた。」を十分踏まえた目安の審議を求める。